

# 横手市契約検査課からのお知らせ

(平成 28 年 3 月)

横手市総務部契約検査課

平成 28 年度からの建設工事契約関連業務の変更点をお知らせいたします。

## 前金払の支払率等の変更について

市内建設業を取り巻く厳しい経営環境をふまえ、建設工事請負業者の資金調達の円滑化を図るため、建設工事の前払金について前払率と請求期限を一部変更します。

### 【変更点】

#### ◎ 前払率の改正

改正項目	改正前	改正後
前払率 (当初)	当該公共工事の契約金額の 10 分の 3 (土木工事、建築工事、ほ装工事及び設備工事にあつては、10 分の 4) を超えない範囲内	当該公共工事の契約金額の 10 分の 4 を超えない範囲内

#### ◎ 前金払の請求手続きの期限

項目	改正前	改正後
前金払の 請求期限	請負契約締結後 21 日以内	(定めなし)

### 【変更期日】

平成 28 年 4 月 1 日以後に行う請負契約から適用

## お問い合わせ

横手市総務部契約検査課 (電話 0182-35-2169)